

会津大学の証明書発行手数料に関する規程

平成23年5月31日
規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、会津大学のコンピュータ理工学部及び大学院並びに会津大学短期学部（以下「会津大学等」という。）における証明書発行手数料（以下「手数料」という。）の徴収について必要な事項を定めるものとする。

(手数料の徴収)

第2条 会津大学等の学生、科目等履修生、研究生、特別聴講生であった者が、その利益のため必要とする証明書の交付を会津大学等から受けようとするときは、別表に定める手数料を納めなければならない。

(徴収の時期)

第3条 手数料は、証明書の交付の際に徴収する。

(徴収の免除)

第4条 理事長は、公益上の理由その他特別の理由がある場合は、手数料の徴収を免除することができる。

(その他)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分	金 額
成績証明書	1通につき300円
卒業又は修了証明書	
その他の証明書	